



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *11 和歌山県個人情報保護法条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課)..... 1
- *12 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)..... 23
- *13 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 23

○ 告示

- 299 平成30年度及び平成31年度県庁舎(本館)電力調達並びに平成30年度及び平成31年度県庁舎(南別館)電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)..... 23
- 300 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 26
- 301 // (//)..... 26
- 302 // (//)..... 27
- 303 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 27
- 304 保安林の指定予定の通知 (//)..... 27
- 305 保安林の指定 (//)..... 28
- 306 保安林の指定施業要件の変更 (//)..... 28
- 307 基本測定の終了 (技術調査課)..... 29
- 308 道路の区域変更 (道路保全課)..... 29
- 309 // (//)..... 29
- 310 道路の供用開始 (//)..... 30
- 311 道路の区域変更 (//)..... 30
- 312 道路の供用開始 (//)..... 30
- 313 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 31

○ 訓令

- *4 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 31

○ 公告

- 入札公告 (管財課)..... 32
- // (//)..... 35

規 則

和歌山県規則第11号

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県個人情報保護条例施行規則(平成15年和歌山県規則第90号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号ウ中「第2条第2項」を「第2条第1項」に改める。

第1条の2の次に次の2条を加える。

（他の情報から除かれる情報）

第1条の3 条例第2条第12号の実施機関の規則で定める情報は、同号の個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報（同号に規定する個人情報をいう。）とする。

（条例第2条第14号イの実施機関非識別加工情報ファイル）

第1条の4 条例第2条第14号イの実施機関の規則で定めるものは、これに含まれる実施機関非識別加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の実施機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。

第2条第5項及び第8項中「第15条第2項第8号」を「第15条第2項第10号」に改め、同条第9項中「第15条第2項第10号」を「第15条第2項第12号」に改める。

第4条第1項第1号中「個人番号カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（第22条第4項第1号において「個人番号カード」という。）」に改める。

第22条第1項中「別記第24号様式」を「別記第34号様式」に改め、同条を第34条とし、第21条を第33条とし、第20条の次に次の12条を加える。

（提案の募集の方法）

第21条 条例第45条の4の規定による提案の募集は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ告示するものとする。

（提案の方法等）

第22条 条例第45条の5第1項の提案は、実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記第24号様式）により行うものとする。

2 代理人によって前項の提案をする場合にあつては、実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

3 条例第45条の5第2項第8号の実施機関の規則で定める事項は、提案に係る実施機関非識別加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4 条例第45条の5第3項の実施機関の規則で定める書類は、次のとおりとする。

（1）提案をする者が個人である場合にあつては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

（2）提案をする者が法人その他の団体である場合にあつては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの

（3）提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類

（4）前各号に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類

5 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

6 条例第45条の5第3項第1号の書面は、誓約書（別記第25号様式）によるものとする。

7 知事は、条例第45条の5第2項の規定により提出された書面又は同条第3項の規定により添付された書類

に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数)

第23条 条例第45条の7第1項第2号の実施機関の規則で定める数は、1,000人とする。

(提案に係る実施機関非識別加工情報を事業の用に供する期間)

第24条 条例第45条の7第1項第5号の実施機関の規則で定める期間は、条例第45条の5第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。

(提案に係るその他審査の基準)

第25条 条例第45条の7第1項第7号の実施機関の規則で定める基準は、知事が提案に係る実施機関非識別加工情報を作成する場合に事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。

(審査した結果の通知方法及び通知事項)

第26条 条例第45条の7第2項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて審査結果通知書(別記第26号様式)により行うものとする。

- (1) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書(別記第27号様式)により作成した条例第45条の9の規定による実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類
 - (2) 前号の契約の締結に関する書類
- 2 条例第45条の7第2項第2号の実施機関の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 納付すべき手数料の額
 - (2) 手数料の納付方法
 - (3) 手数料の納付期限
 - (4) 実施機関非識別加工情報の提供の方法
- 3 条例第45条の7第3項の規定による通知は、審査結果通知書(別記第28号様式)により行うものとする。
(実施機関非識別加工情報の作成に関する意見照会等)

第27条 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第15条第1項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第45条の5第1項の提案の年月日
- (2) 条例第45条の5第1項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第1項の規定による通知を書面により行う場合の通知は、保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書(別記第29号様式)により行うものとする。

3 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第45条の5第1項の提案の年月日
- (2) 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 条例第45条の5第1項の提案に係る個人情報ファイルの記録項目
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項の規定による通知は、保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書(別記第30号様式)により行うものとする。

(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第28条 条例第45条の9の規定による実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結は、第26条第1項の書類を提出することにより行うものとする。

（実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準）

第29条 条例第45条の10第1項の実施機関の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に知事において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (5) 前各号に規定する措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（実施機関非識別加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項）

第30条 条例第45条の11第1号の実施機関の規則で定める事項は、実施機関非識別加工情報の本人の数及び実施機関非識別加工情報に含まれる情報の項目とする。

（準用）

第31条 第22条、第24条、第26条及び第28条の規定は、条例第45条の12第1項の提案をする場合について準用する。この場合において、第22条第1項中「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記第24号様式）」とあるのは「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記第31号様式）」と、同条第2項中「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」とあるのは「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」と、第26条第1項中「審査結果通知書（別記第26号様式）」とあるのは「審査結果通知書（別記第32号様式）」と、同条第3項中「審査結果通知書（別記第28号様式）」とあるのは「審査結果通知書（別記第33号様式）」と読み替えるものとする。

（実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準）

第32条 条例第45条の15第1項の実施機関の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 実施機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程等を整備し、当該規程等に従って実施機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による実施機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

個人情報ファイル簿	
作成年月日(修正した場合には、直近の修正年月日)	
個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	和歌山県知事
事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含まれる。 <input type="checkbox"/> 含まれない。
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する法令又は他の条例の規定による特別の手続	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第2条第6号ア(電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 和歌山県個人情報保護条例第2条第6号イ(マニュアル処理ファイル)
和歌山県個人情報保護条例施行規則第2条第7項第3号に該当する個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
実施機関非識別加工情報の提案を募集する個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない。

実施機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
和歌山県個人情報保護条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる個人情報ファイル		<input type="checkbox"/> 該当する。 <input type="checkbox"/> 該当しない。
実施機関非識別加工情報の概要	実施機関非識別加工情報の本人の数	
	実施機関非識別加工情報に含まれる情報の項目	
作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をすることができる期間		
備考		

別記第24号様式中「第22条関係」を「第34条関係」に、「第22条第1項」を「第34条第1項」に改め、同様式を別記第34号様式とし、別記第23号様式の次に次の10様式を加える。

別記第24号様式(第22条関係)

実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

和歌山県知事 様

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名(個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略することができる。)

印

連絡先(電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署の名称及び担当者の氏名を記載すること。)

和歌山県個人情報保護条例第45条の5第1項の規定により、次のとおり実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

- 1 個人情報ファイルの名称
- 2 実施機関非識別加工情報の本人の数
- 3 加工の方法を特定するに足りる事項
- 4 実施機関非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
- 5 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6 実施機関非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

- 1 「1 個人情報ファイルの名称」には、和歌山県庁本館2階情報公開コーナーに備えて置き一般の閲覧に供し、及び和歌山県のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（和歌山県個人情報保護条例第45条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の個人情報ファイルの名称を記載すること。
- 2 「2 実施機関非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める実施機関非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は1,000人）を記載すること。
- 3 「3 加工の方法を特定するに足りる事項」には、知事において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち実施機関非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。
なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、和歌山県情報公開条例第7条第2号以外の非開示情報が含まれる場合は、当該非開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
- 4 「4 実施機関非識別加工情報の利用」には、4 (1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、「4 (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的及び内容並びに実施機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 5 「5 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 6 「6 実施機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第25号様式 (第22条関係)

誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

(ふりがな)

氏名 (個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略することができる。)

印

提案をする者 (及びその役員) が、和歌山県個人情報保護条例第45条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

- 1 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事、監事その他これらに準ずるものをいう。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記第26号様式 (第26条関係)

審査結果通知書

第 号
年 月 日

提案者 様

和歌山県知事



年 月 日付け「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」
について、和歌山県個人情報保護条例第45条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条
第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

和歌山県知事との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、2に従って手数料を納付の
上、和歌山県個人情報保護条例施行規則第26条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日
(必着)までに提出してください。

2 手数料

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付方法

(3) 手数料の納付期限

3 実施機関非識別加工情報の提供の方法

4 その他

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記第27号様式(第26条関係)

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書
(第1面)

年 月 日

和歌山県知事 様

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名(個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略することができる。)

印

連絡先(電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署の名称及び担当者の氏名を記載すること。)

年 月 日付け 第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、
和歌山県個人情報保護条例 第45条の9 の規定により、
第45条の12第2項において準用する同条例第45条の9
実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 実施機関非識別加工情報の利用に係る手数料は、「審査結果通知書」により通知した事項に従って納付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(第2面)

領収証書の写し貼り付け欄
(領収印があるものに限る。)

別記第28号様式(第26条関係)

審査結果通知書

第 号
年 月 日

提案者 様

和歌山県知事



年 月 日付け「実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、和歌山県個人情報保護条例第45条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が和歌山県個人情報保護条例第45条の7第1項第 号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

- 1 「提案が和歌山県個人情報保護条例第45条の7第1項第 号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書

年 月 日

和歌山県知事 様

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏名(自筆で記入したときは、押印を省略することができる。)

印

連絡先(電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会」について、次のとおり意見を提出します。

1 照会のあった個人情報ファイルの名称

2 意見

(1) 自身に関する個人情報が含まれる上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することについての反対意見の有無(該当する項目にチェック)

無 有(反対)

(2) その他

記載要領

- 「2(2)その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること(特に意見がなければ記載は不要)。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第30号様式 (第27条関係)

保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書

第 号
年 月 日

第三者 様

和歌山県知事



あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて和歌山県個人情報保護条例第45条の5第1項の規定による実施機関非識別加工情報に係る提案がなされました。

当該提案については、当該個人情報ファイルを特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した実施機関非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、和歌山県個人情報保護条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項の規定に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、別紙の「実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外した上で実施機関非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

- 1 提案のあった個人情報ファイルの名称
- 2 提案がなされた日
- 3 和歌山県個人情報保護条例第45条の8第1項において準用する和歌山県情報公開条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
(区分)
(理由)
- 4 上記個人情報ファイルの記録項目
- 5 作成を予定している実施機関非識別加工情報の概要
- 6 意見書の提出先
班 (係)
電話番号 () —
- 7 意見書の提出期限

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別紙

実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書

年 月 日

和歌山県知事 様

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

(ふりがな)

氏名（自筆で記入したときは、押印を省略することができる。）

印

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会」について、次のとおり意見を提出します。

1 照会のあった個人情報ファイルの名称

2 意見

(1) 自身に関する個人情報が含まれる上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することについての反対意見の有無（該当する項目にチェック）

無 有（反対）

(2) その他

記載要領

- 「2 (2) その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること（特に意見がなければ記載は不要）。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第31号様式(第31条関係)

作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

和歌山県知事 様

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏名(個人にあつては、自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略することができる。)

印

連絡先(電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署の名称及び担当者の氏名を記載すること。)

和歌山県個人情報保護条例 第45条の12第1項前段 第45条の12第1項後段 の規定により、次のとおり作成された実施機関

非識別加工情報をその用に供して行う事業(又は事業の変更)に関する提案をします。

- 1 提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる事項
- 2 実施機関非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
- 3 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 4 実施機関非識別加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

- 1 「1 提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、和歌山県個人情報保護条例第45条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された実施機関非識別加工情報の概要を記載すること。
- 2 「2 実施機関非識別加工情報の利用」には、2 (1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、「2 (4) 上記 (3) の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的及び内容並びに実施機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 3 「3 漏えいの防止等実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
- 4 「4 実施機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（和歌山県個人情報保護条例第45条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第32号様式 (第31条関係)

審査結果通知書

第 号
年 月 日

提案者 様

和歌山県知事



年 月 日付け「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、和歌山県個人情報保護条例第45条の12第2項において準用する同条例第45条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1 契約の締結

和歌山県知事との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、2 に従って手数料を納付の上、和歌山県個人情報保護条例施行規則第 26 条第 1 項各号に掲げる書類を 年 月 日 (必着) までに提出してください。

2 手数料

(1) 納付すべき手数料の額

(2) 手数料の納付方法

(3) 手数料の納付期限

3 実施機関非識別加工情報の提供の方法

4 その他

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記第33号様式 (第31条関係)

審査結果通知書

第 号
年 月 日

提案者 様

和歌山県知事



年 月 日付け「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、和歌山県個人情報保護条例第45条の12第2項において準用する同条例第45条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が和歌山県個人情報保護条例第45条の12第2項において準用する同条例第45条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

- 1 「提案が和歌山県個人情報保護条例第45条の12第2項において準用する同条例第45条の7第1項第1号及び第4号から第7号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第54号。次項において「改正条例」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正条例第1条の規定による改正後の和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第45条の3各号に掲げる事項を記載するための同条例第15条第1項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての和歌山県個人情報保護条例施行規則第2条第4項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第54号）の施行後遅滞なく」とする。

和歌山県規則第12号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則（昭和37年和歌山県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考5中「第21条の5の28」を「第21条の5の29」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2に次のように加える。

- 3 和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第45条の13の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年和歌山県条例第54号）の施行の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第299号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成30年度及び平成31年度県庁舎（本館）電力調達並びに平成30年度及び平成31年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する調達の商品及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

- ア 平成30年度及び平成31年度県庁舎（本館）電力調達
予定契約電力 800kW 予定調達電力量 1,707,902kWh
- イ 平成30年度及び平成31年度県庁舎（南別館）電力調達
予定契約電力 700kW 予定調達電力量 2,717,916kWh

(2) 契約期間

平成30年7月1日から平成31年6月30日までの1年間（平成30年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても平成31年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(8) 申請日において、2年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）の登録を受けている者であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成30年2月19日策定）に基づく

入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みのものであること。

コンソーシアムにあっては、2の(9)の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びソの書類については代表者が、イからコまで並びにス及びセの書類については構成員ごとに、サ及びシの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成し、提出するものとする。

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 使用印鑑届

オ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書

カ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票

キ 申請日において発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ク 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）主たる事業所が所在する都道府県が課する税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

コ 2の(8)の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

サ 2の(9)の要件を満たしていることを証する書面の写し

シ 2の(10)の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

ス 誓約書

セ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1)のアからエまで及びシ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からソ（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、平成30年3月20日（火）から同年4月3日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示340号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1)のウからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成30年3月20日（火）から同月27日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、平成30年4月3日（火）午後5時までにファクシミリ又は電話により行

うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成30年3月26日（月）から同年4月6日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

なお、3の（5）の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を平成30年4月20日（金）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成30年4月27日（金）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成30年5月11日（金）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400466	ケアステーションベル	海南市日方204	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	合同会社ケアステーションベル	海南市日方204	平成30.3.20

和歌山県告示第301号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012000091	ヘルパーステーションキタデ	御坊市菌98-3	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	有限会社ヒューマンケアキタデ	御坊市湯川町財部728-4	平成30.3.31

和歌山県告示第302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011610270	帆瑠徒	有田郡有田川町金屋13-2	自立訓練（生活訓練）	特定非営利活動法人きのくに広域適応教室さくら	有田郡有田川町金屋13-2	平成30.4.1

和歌山県告示第303号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 西牟婁郡上富田町生馬字十林3234の126、3234の128
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第304号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町平治川字小松249から260まで、263から265まで、字前平267、269、270の1、270の2、271から276まで、276の1、277、278、278の1、279、280の1、281、282、283の1、284から289まで、290の1、290の2、291、292、292の1、292の2、293から301まで、字野平302、303、304の1、305から314まで、314の1、314の2、315から317まで、318の1から318の3まで、320から335まで、336の1、336の3、337の1、338の1、339から343まで、344の1、344の2、345から354まで、354の1、355から365まで、367から369まで、字小川370、371、371の1、372、372の1、373から376まで、376の1、字小松683の1、684、686、687、689、699・700（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、701、701の1、702（次の図に示す部分に限る。）、702の1、字前平703、704（次の図に示す部分に限る。）、707、708、708の1、708の2、709、714の1、714の3、717、723、723の1、727、727の1、727の2、字野平748、748の1から748の4まで、749の1、749の3から749の8まで、750の3、751の1、751の3、751の4、字小川785の3、786の1、786の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第305号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町下露字洞ノ谷1378（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第306号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量
 - 1) 成果不整合地域における基準点改測
 - 2) 防災対策地域水準測量
 - 3) 電子基準点現地測量
- 2 作業期間 平成29年8月1日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域
 - 1) 有田郡有田川町
 - 2) 田辺市及び新宮市
 - 3) 和歌山市、海南市、田辺市、新宮市、紀の川市、伊都郡かつらぎ町及び高野町、有田郡広川町及び有田川町、日高郡みなべ町及び日高川町、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町及び串本町

和歌山県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町玉置口字湯谷20 3番10地内	旧	4.70	241.10	田戸橋 L=106.00
		12.80		（うち和歌山県内に属する区間 L=57.00） 湯谷橋 L=25.50

和歌山県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

和歌山市弘西字長田1252番6地先から同市府中宇前嶋935番2地先まで	旧	20.16 } 22.00	311.15	
同上	新	20.16 } 36.70	311.15	

和歌山県告示第310号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市弘西字長田1252番6地先から同市直川字足ノ田593番3地先まで

供用開始の期日 平成30年3月20日 午後3時

和歌山県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市加太字八幡2496番地先から同市加太字八幡2502番1地先まで	旧	6.78 } 8.98	136.75	
同上	新	9.82 } 12.76	136.75	

和歌山県告示第312号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市加太字八幡2496番地先から同市加太字八幡2502番1地先まで

供用開始の期日 平成30年3月20日

和歌山県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

重根（Ⅰ-423）、重根（2）（Ⅰ-438）、重根（3）（Ⅰ-439）、重根大谷（Ⅰ-477）、重根（Ⅰ-3474）、重根（6）（Ⅰ-3475）、重根（7）（Ⅰ-3476）、重根（8）（Ⅰ-3477）、重根（9）（Ⅰ-3478）、重根（10）（Ⅰ-3479）、重根（11）（Ⅰ-3480）、重根（12）（Ⅰ-3481）、重根（13）（Ⅰ-3498）、重根（201）（Ⅱ-2163）、重根（218）（Ⅱ-2192）、重根（202）（Ⅱ-2201）、重根（203）（Ⅱ-2202）、重根（204）（Ⅱ-2203）、重根（205）（Ⅱ-2204）、重根（206）（Ⅱ-2205）、重根（207）（Ⅱ-2206）、重根（208）（Ⅱ-2207）、重根（209）（Ⅱ-2208）、重根（210）（Ⅱ-2209）、重根（212）（Ⅱ-2235）、別所（203）（Ⅱ-2237）、重根（213）（Ⅱ-2238）、重根（214）（Ⅱ-2239）、重根（215）（Ⅱ-2240）、重根（301）（Ⅲ-1135）、重根（302）（Ⅲ-1162）、重根（303）（Ⅲ-1163）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

訓 令

和歌山県会計管理者訓令第4号

庁中一般

各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月20日

和歌山県会計管理者 野 田 孝 雄

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表紀北県税事務所の出納員の項中「50,000円」を「60,000円」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

公 告

入札公告

平成30年度及び平成31年度県庁舎（本館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

平成30年度及び平成31年度県庁舎（本館）電力調達

和歌山県庁舎（本館、北別館及び東別館）和歌山市小松原通一丁目1番地

予定契約電力 800kW 予定調達電力量 1,707,902kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

平成30年7月1日から平成31年6月30日までの1年間（平成30年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても平成31年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県告示第299号に規定する平成30年度及び平成31年度県庁舎（本館）電力調達並びに平成30年度及び平成31年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

平成30年3月20日（火）から同年4月3日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成30年3月20日（火）から同月27日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、平成30年4月3日（火）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

平成30年5月15日（火）午前10時00分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年5月14日（月）午後3時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽

の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 1,707,902kWh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings (Honkan)

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 15 May 2018 : (Deadline for bids submitted by mail 3:00 p.m. 14 May 2018)

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248

入札公告

平成30年度及び平成31年度県庁舎（南別館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成30年3月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

平成30年度及び平成31年度県庁舎（南別館）電力調達

和歌山県庁舎（南別館）和歌山市湊通丁北一丁目2番1

予定契約電力 700kW 予定調達電力量 2,717,916kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

平成30年7月1日から平成31年6月30日までの1年間（平成30年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても平成31年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成30年和歌山県告示第299号に規定する平成30年度及び平成31年度県庁舎（本館）電力調達並びに平成30年度及び平成31年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

平成30年3月20日（火）から同年4月3日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成30年3月20日（火）から同月27日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、平成30年4月3日（火）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

平成30年5月15日（火）午前11時00分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成30年5月14日（月）午後3時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 2,717,916kWh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings (Minami-bekkan)

- (2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 15 May 2018 : (Deadline for bids submitted by mail 3:00 p.m. 14 May 2018)

- (3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248